

【講演録 1】

「今後の税制改革の行方と土地税制」

横浜国立大学教授
金子 宏

政府税制調査会では、かなり頻繁に会合を開き、また地方の公聴会において納税者の代表の方々の意見を伺った上で、昨年11月に『今後の税制のあり方についての答申（副題「公正で活力ある高齢化社会を目指して」）』という中期答申を決定し、総理大臣に提出しました。その後、引き続き年度答申の審議に移りましたが、参議院で政治改革法案の審議が手間取っていたため、しばらく審議を中断していました。その間、細川総理が、所得税を大幅減税するとともに、消費税を廃止して、その代わりに国民福祉税を創設し、税率は7%とするという内容の構想を発表しました。この構想自体は、基本的には政府税調の考え方に沿っていたと言えますが、その構想の出方が、非常に突然であったということもあり、結局撤回されることになりました。その結果、連立与党の間で、本年末に国会を通過することを目指して、税制改正についての協議を続けることになったわけですが、年末に国会を通過させるためには、遅くとも夏の終わりぐらいまでには協議が整わなければならないことになると思います。

このような状況の中で、政府税調は、総理の構想が撤回された後の2月初めに年度答申を提出しました。もともと中期答申では、所得税の減税と消費税率の引き上げを、実施の時期は若干ズレてもいいが、税制改革の内容として一体として成案化するという考え方だったわけですが、税制調査会の年度答申では、中期答申の具体化を先に延ばさざるを得ませんでした。そこで、この中期答申の考え方が、今後の税制改革、特に連立与党の協議の中で生かされる必要があるということから、年度答申の中で、中期答申の趣旨をもう一度繰り返し、今回それが実現しなかったことは、大変に遺憾であるということを示し、さらに、「それが近い将来実現することを強く希望する」ということを述べたわけです。他方、年度答申の中における具体的な改正の答申は、基本的改革が先送りされたということもあり、基本的改革にわたることは避けて、当面の政策課題に応えるものにならざるを得なかったわけです。

以上のようなことを念頭に置きながら、今後の税制の改革の方向、それから土地税制の問題について考えてみたいと思います。以下私がお話しますことは、すべて

私の個人的な意見でして、税調の考え方を述べるということではございません。ただ、どうしても長い間税調の審議に関係しておりましたので、税調の考え方と私の意見が一致する場合が非常に多いと思います。

最初に、なぜいま税制改革が必要なのかということです。我が国の税制は、中曽根、竹下両内閣の下における抜本的改革によって大きな変革を遂げ、それ以来、まだ数年しか経過していないわけですが、それにもかかわらず、再び基本的な税制改革の必要性が強く認識されるようになった理由は、主に4つに分けて考えることができると思います。

第1は、バブル経済の崩壊に伴う現在の不況が、予想以上に深刻で、なかなか回復の兆しが見えないため、景気対策として、所得税、法人税、住民税等の減税を求める声が非常に強いということです。ただ、税制調査会で検討しているのは税制改革であって、景気対策としての減税を正面に立てて議論しているのではないという考え方をとっていました。我が国の公債残高が既に大変な金額に達しており、減税だけをするというのは責任ある態度とは言えず、むしろ長期的な税制改革のあり方を考えて、それが景気対策としても役立つならば大変いいことではないかということで、景気対策も視野に入れながら、税制改革を考えるというのが、税制調査会の基本的な立場でした。

第2は、今度の不況によって、国も地方も税収が予想を大きく下回り、放置しておけば、我が国の財政の赤字体質がさらに悪化するということが目に見えていることです。我が国の最近の税収の動向を見ると、国の場合については、バブル経済の続いていた平成2年度までは、予算の増額補正がなされただけではなくて、かなり余剰が生じて、決算額は当初予算を大きく上回っていました。しかし、平成3年以降は、バブルの崩壊によって大規模な税収減が生じ、減額補正予算が組まれて、決算額は当初予算額を大きく下回るということが続きました。しかも、平成5年度の当初予算額は、平成4年度の当初予算額を最初から下回り、しかも数兆円の税収の減税補正が必要であるという状況が生じてしまったのです。この税収減の要因は、やはり法人に関係した租税（法人税、事業税、法人住民税、それから給与に対する源泉徴収税）の減収であり、法人活動の低迷が大きな原因になります。それから、利子の源泉徴収税の減収というようなことです。このように、直接税が減収になったのに引き換えて、消費税の税収は、不況の影響をそれほど受けていません。つまり、今度の不況の過程で、直接税は景気に対し極めて敏感に反応するけれども、消費税は景気安定的であるということが、あらためて明らかになったわけです。そこで、我が国の租税構造をもっと税収安定的なものに切り換える必要があるのではないか。また、税制改正を、我が国の財政の赤字体質を改善するような方向にもっていくべきではないかということが言われるわけです。

第3は、重要な要因ですが、現在の税制が本格的な高齢化社会に適応し得ないということです。我が国の社会は、急速に高齢化しつつあります。総人口に占める高

高齢者の比率は今後急速に増大し、その反面で、勤労世代、つまり生産活動に従事する世代の人口比率が減少することが予想されます。2011年には、65歳以上の高齢者の人口は、総人口の25.8%ぐらいに達すると言われます。よく3人でお年寄り1人を支えるということが言われますが、その3人の中には、まだ就労人口に入らない人たちが含まれていますから、実際には2.1人の生産年齢者で1人の高齢者を支えなければならないということになるのです。こういう高齢化社会をまかなうためには、膨大な金額の財政負担が必要ですが、現行の所得税中心の税制の下では、その負担が勤労世代に重くのしかかっていかざるを得ません。そうすることになると、働く人々の勤労意欲と想像的な活動意欲が低下し、日本経済の活力が減殺されるのではないかとこの恐れがあります。これを避けるために、税制をどうしたらいいのかというのも、税制改正の大きな要因と言えます。

第4番目は、今度の税制改革論議ではあまり強調されなかったことですが、国際化との関係です。最近における国際的経済活動の活発化に伴って、我が国の経済は急速に国際化しつつあり、徐々に国際的な経済秩序の中に組み込まれつつあります。日米経済摩擦といった問題も、広い視野から見れば、こういう国際的な経済秩序の中における日米の競争問題ということになるのではないかと思います。こういう状況の中で、我が国の企業が平等な競争条件で諸外国の企業と競争していくためには、我が国の企業の税負担の水準を、諸外国のそれとほぼ等しくする必要があるのではないかと思います。これは、法人の税負担の国際的競争中立性という問題です。しかし、我が国の企業の税負担水準は、他の先進国のそれに比較してかなり高く、このように高い税負担水準は、我が国の企業の競争条件を悪化させ、さらには、我が国の産業の空洞化を招くわけです。現在我が国で進んでいる産業の空洞化、特に製造業の空洞化は、ちょうど1950年代以降のアメリカの状況と非常によく似ていると思います。1950年代以降、アメリカでは製造業がどんどん外国へ出て行ってしまおうという状況が起こり、ケネディ大統領は、投資税額控除、利子平衡税といった制度を採用して、空洞化を防ごうとしたわけですが、なかなか成功しなかったという経緯があります。こういう状況が続くと、我が国の経済が活力を失い、国民所得の目ぼしい増大は期待しえなくなるというおそれがあります。この問題に対処するためには、早目に法人税の負担水準を先進諸外国のそれに近づけることが必要であるということになります。

以上4つの要因のうち、第1番目の景気対策としての所得減税は、短期的な景気対策に関係する要因です。第2番目から第4番目は、中長期的な税制のあり方、つまり、今後の我が国の税制全体のあり方に関係する要因です。こういう要因に対応して我が国の税制をどう改革すべきかについては、中期答申に出ている「公正で活力ある高齢化社会に対応した税制でなければならない」ということであり、その中心的な改革の方向は、直間比率の是正であるということになります。直間比率の是正ということは、端的に言えば、所得税の大幅減税と消費税率の引き上げというこ

とになるわけです。

先の中曾根、竹下両内閣の抜本的税制改革でも、直間比率の是正は言われていたわけですが、抜本的改革以後も、直間比率はほとんど是正されていません。例えば、平成5年度の当初予算では、直接税の比率は78%という高い比率に達していますが、先進諸外国の直間比率は、アメリカを除いては、いずれも我が国より低いのです。アメリカは極端に高く、90%という比率ですが、これは連邦の場合であり、州を入れるとまた違ってきます。フランスは40%、ドイツは49.6%、イタリアは55%、イギリスは57%と若干の相違はありますが、いずれも我が国よりかなり低いわけです。私は、長期的には我が国の直間比率は55%対45%程度まで是正すべきではないかと考えております。そうすると、消費税の比率は、長期的にはかなり上げていかざるを得ないということになります。ただ、直接税を減税し、消費税の負担を引き上げるとしても、税制全体として見た場合、税制の累進性を全体として維持することは必要なことだと考えます。なぜなら、もしも税制の累進性を無視してしまうと、おそらく、我が国でも富の偏在がだんだんに進行して、階級分裂が起こっていくのではないかと思うのです。我が国が、第2次大戦後、着実に高度経済成長を遂げてきた背景としては、いろいろなことが挙げられると思いますが、やはり、日本国憲法の下で、経済民主主義が実現し、富の極端な不平等が是正され、大部分の国民が、平等感を持ちながら勤労意欲を持って仕事に励むことができたという事情があるのではないかと思います。したがって、私は今後の我が国の税制においても、所得に対する租税、消費に対する租税、財産に対する租税という3つの租税が、うまくバランスよく共存していくような税制が好ましいのではないかと考えております。その中では、やはり所得税と法人税が中心的な位置を占め、消費税を中心とする消費税が、それに次ぐ重要性を持つというような税制が好ましいのではないかと考えております。

実を申しますと、この点については、最近2つの注目すべき展開がありました。1つは、所得税廃止論です。これは、所得税は勤労意欲を阻害しあるいは効率を害するという経済的な理由と、所得税は執行が大変難しく、九六四を防止することはほとんど不可能に近いという執行上の理由です。ただ、所得税を廃止すると、階級分化というような問題が起こってくるし、所得税をやめて消費税中心の税制にすると、今度は消費を阻害することになって、経済発展を阻害してしまうということもあるわけです。九六四問題も、大変重要な問題ですが、税率を引き下げて、脱税の余地を少なくするか、納税者番号制度を採用して、所得の把握を正確に行うということをするれば、かなり執行は改善されるのではないかと思います。勤労意欲を阻害するといった問題は、全体として税負担を引き下げることによって、かなり改善することができるのではないかと考えます。

もう1つの新しい提案というのは、もともと経済学説では古くから言われていたことですが、ケンブリッジ大学のカルドア教授の支出税理論です。伝統的な所得税

は、入ってきた所得のうち、それが消費に向けられたか、貯蓄や投資に向けられたかを問わず、すべてを課税対象にするという考え方ですが、カルドアの考え方は、入ってきた所得のうち、消費に向けられた部分だけを課税の対象にし、蓄積や投資に向けられた部分は課税の対象から除外するという考え方です。この考え方を制度化すると、1年間の間に個人が消費に当てた金額の合計額から、基礎控除などの人的控除を差し引いて、さらに雑損控除のような所得控除を差し引いた残りに、累進税率を適用するという形になります。また、ローンを借りて、それを消費に充てれば、それも課税ベースに含まれる。貯金をおろして消費に充てれば、それも所得税の対象になるということで、伝統的な所得税とは著しく違いますが、投資や貯蓄に当てた部分が課税対象から漏れてしまいますから、いきおい、同じ税収を上げるためには、税率を引き上げざるを得ないということになります。したがって、この制度をとると、個々の消費に対しては、所得税の減税により高い税率の消費税がかかり、それから、1年間に消費した金額の合計に対して、いまの所得税よりかなり高い税率の消費型所得税がかかることになり、これもかなり消費抑制的に働くのではないかと思います。ただ、この考え方は、経済学者の間では、かなり支持を得ており、もし人が一生の間に得たお金を一生の間に使い果たすとすると、ライフサイクルの中で見た場合、所得はかなり変動しますので、消費型所得税のほうが、税負担が平準化していいのではないかとということなのです。しかしながら、アメリカのレーガン改革でも、結局こういう考え方はとられず、伝統的な所得税をとりながら、タックスベースを拡大して、他方では税率を引き下げるというやり方を採りました。従って、今後我が国の長期的な税制改革のあり方として、直間比率を是正していくという場合の所得税のあり方も、伝統的なタイプの所得税を採用しながら、いろいろと思い切った改革を加えていくというやり方のほうが、好ましいのではないかと考えられるわけです。

昨年11月の中期答申は、今後の税制改革の方向として、4点にわたり基本的な考え方を述べています。

第1は、勤労年齢人口の比率が低下していくということを前提として、世代を通じた税負担の平準化の必要性ということなのです。最近では高齢者もかなりの負担をしよう程度にゆとりが出てきているので、税負担が生産年齢人口に集中するのを避けるためには、高齢者にも適度の負担を求める必要がある。所得税を減税して消費税の税率を引き上げることによって世代間の公平が維持されるという考え方です。

第2は、ライフサイクルを通じた税負担の平準化を図る必要があるということなのです。人の所得は一生をとって見ると、20歳ぐらいで就職したときには、それほど高くないわけですが、30代に入るとともにだんだん上がり、40代、50代の前半にはピークに達して、また下がっていく。そして定年のときに、かなり多額の退職金をもらって、その後は年金とか貯金の利子などが中心になっていくわけですが、

所得の大きい時期には、ローンの返済の負担とか教育費などがかさみ、さらには将来のための貯蓄もしなければならず、そこに大きな税負担がかかるのは好ましくない。これを防ぐために、所得税の負担を思いきって軽減し、その代わりに消費税の負担を重くすれば、人の一生を通じて税負担がずっと平準化されるのではないかという考え方です。

第3は、国民1人1人の活力が十分に発揮されるような税制でなければならないということです。これからは、高度経済成長の時代と違って、成長率がどうしても低く推移していくことになるでしょうが、その中で経済成長を維持していくためには、国民1人1人の活力を維持し、それを引き出すことが必要であり、税制も、それに側面から対応しうるものであることが必要だということです。

第4は、税収の安定性です。高齢化の進展とともに、財政需要はますます増大するわけです。そのためには税収も徐々に安定的に増加させていく必要があります。

こういうようなことは、すべて直間比率の是正、つまり、所得税の大幅減税、あるいは法人税をも含めた直接税の大幅減税と、消費税負担の増加ということによって達成されることになるというのが、税制調査会の基本的な考え方です。したがって、所得税ないし法人税の減税と消費税負担の増加は、いわば車の両輪のように、税制改革の2つの要素を成しているわけですから、どちらも税制改革の一部として、同時に成案化されなければならないという考え方をとったわけです。

ところで、直間比率の是正ということと言うと、直間比率の是正をすると所得の大きな人がより大きな減税の恩恵を受け、所得の低い人の減税の恩恵は少ない。他方、消費税の負担は、所得の低い人の場合は所得減税の分を上回ってしまう。また、課税最低限以下の所得しかない人の場合には、消費税の負担だけが増えてしまう。こういう問題にどう対処したらいいかは、大きな問題であり、世論の中でもいろいろな議論がされています。この点については、なるべくエモーショナルにものを考えることは避けて、冷静に考える必要があるのではないかと思います。1つは、所得の少ない勤務してまだ2、3年の20代の人の場合でも、将来、30代、40代になれば所得は大きくなります。そうすると、現在はそれほど減税にならなくても、あるいは消費税負担の増加によって増税になってしまう場合でも、長期的に見れば減税になるのではないかといえるわけで、税制改革、税負担の問題を考える場合には、いつも時間の要素を入れて考える必要があるのではないかと思います。今度の中期答申では、税制改革の中に時間の要素をはっきりと大きく取り入れているのがその1つの特徴ではないかと思います。

もう1つの問題は、所得が将来とも少ないと予想される人の場合には、ずっと増税になってしまうのではないかという問題です。実は、この問題は、非常に重要な問題ではないかと思えます。この点については、負担と受益との関係を考えなければならぬわけです。現在でも、所得の少ない人の場合ですと、公共サービスの受益のほうが税負担よりは大きいわけです。国から受ける受益については、アメリカ

のホームズ裁判官が、「租税は文明の対価である」という有名なことを言っています。要するに、文明生活をするために、租税を支払っているようなものだということです。確かに、国あるいは地方公共団体からの受益は、目に見えるもの、見えないものを含めて、かなりの金額に達しているわけです。所得が一定金額に達するまでは、税負担よりも受益のほうが大きいということは、はっきりしていることです。また、高齢者になった場合、特に年金の受給といった利益は所得の少ない人の場合でも受けるわけですから、所得税の減税と消費税の増税によって、結果的に税負担が増える人の場合も、将来のことまで考えると、結局は受益が上回るということが言え、これも時間の要素を考えに入れて考えなければならない問題です。しかし、そうは言っても、時間の要素を入れるといっても、一定年齢に達しなければ、実感としてはわからないわけです。ですから、いろいろとPRしていくほかはないと思います。また、やはり消費税の負担を引き上げるといような場合には、所得税の課税最低限を相当程度引き上げて、ネットで低所得層の人々に税負担の増加にならないようにという配慮は、当然しなければならないと思います。

そこで、それぞれの租税をどのように改革していくのかという問題ですが、まず所得税を税率と課税ベースに分けて考えてみると、税率が高すぎる場合には、いくつかの弊害が生じてくることは、繰り返すまでもありません。第1に、勤労意欲が阻害されるということです。確かに、自分は所得税は重いと思っているけれども、それだから仕事を辞めるというわけでもない、という人が多いわけです。ただ、勤労意欲の中でも創造的な活動意欲などは、税負担が高すぎると、かなり影響を受けてしまうということはあると思います。第2には、サラリーマンの重税感と不公平感が非常に大きいということです。各国と比較してみると、特に収入金額が700万円から1,300万円ぐらいの税負担のカーブが非常に急激で、実際問題としても、この階層の人々の所得税に対する重税感と不公平感が非常に強いと言われています。第3番目には、税率が高いと、タックスベースが蚕食されてしまうということです。税率が高ければ、当然脱税が頻繁に起こり、租税回避も起こります。また、いろいろな圧力団体により、自分の所得に適用される税率を低くしてもらおうとか、いろいろな業界団体から特別措置を採用してほしいという圧力が強くなり、その結果、課税ベースが狭くなる。そうすると、同じ税収を得るためには税率を上げなければならなくなります。現在の我が国の税率を見ると、地方税も合わせれば、最高税率は65%になっていますが、これを50%か高くても55%ぐらいまで引き下げる必要があると思います。所得税については、最高税率を40%にし、10%、20%、30%、40%という4段階の税率にする。しかも、その税率の刻みを思いきって広げて、累進構造全体を上の方にシフトする。これにより、先ほどの急激なカーブも、もっとなだらかにできるのではないかと思います。

次はタックスベースですが、これは先般の抜本改革で、マル優の廃止、有価証券

の譲渡益を課税ベースに入れる等、かなり拡大されたわけですが、今後とも拡大の努力を続けていかなければなりません。利子、有価証券譲渡益については、現在、分離課税になっていますが、これは先般の抜本改革のときに、分離課税のほうが簡素、中立という観点から当面の措置としては好ましいという考え方からでした。実は税調の中でも、考え方が微妙に違ってきまして、以前は、総合課税がむしろ当然だという意見が強かったように思いますが、抜本改革の頃には、利子課税はむしろ分離課税がいいのではないかという意見がかなり強くなってきました。いずれにしても、今まで非課税であったマル優その他の非課税貯蓄の利子を一举に課税対象に取り込み、すぐに総合課税にもっていくのは不適當であるから、当面の措置としては分離課税にし、将来見直そうということで、分離課税が採用されたという理解が正しいのではないかと思います。しかし、分離課税を総合課税にするためには、利子の名寄せの為の納税者番号制度の採用が必要です。税制調査会でも、納税者番号制度をかねて検討しているわけですが、将来、納税者番号制度を採用すれば、総合課税の道が開けてくるということになります。厚生省では、年金の制度ごとに別々に番号が付いている現行制度を平成7年をメドに改めて、年金番号を一元化するという方針を立てておりまして、年金番号が一元化すれば、納税者番号としてそれを利用することが可能になってきます。実は、自治省のほうでも、住民基本台帳を使って、統一的な番号制度を作ろうとしていますので、近い将来、厚生省の統一番号と自治省の統一番号の両方ができる可能性があります。そうすると、納税者番号としてどちらを使うのかということが、問題になってくるのではないかと思います。

今度の中期答申では、法人税の減税の問題は触れられておりません。しかし、これは非常に重要な問題であり、所得税の減税と消費税率の引き上げをセットとした改革が完成した次の段階の課題として、法人税の減税の問題が当然出てくるのではないかと思います。国税としての法人税と地方税としての法人住民税を合わせてみた場合には、日本の総合法定税率は約50%ですが、アメリカは地方税も含めて約41%、ドイツが約52.7%、イギリスとフランスが、約33%と、ドイツを除くと我が国は非常に高いわけです。しかも、特別措置による税負担の軽減は、平均的には、我が国はかなり少ない。その上、交際費の損金不算入の制度があるため、全部加味してみると、実効税率は、法定総合税率を上回っているということがあります。しかし、アメリカ、ドイツ、イギリスなどは、特別措置の結果、実効税率は法定総合税率よりも低くなっていると思いますので、その意味でも、我が国の法人税の負担水準は高いと言えます。我が国の法人税負担を諸外国のそれに合わせる方向で引き下げる必要があるということが、今後の税制改革の大きな問題になってくると思います。さらに、経済の国際化がどんどん進むと、法人税を、少なくとも先進国の間では統一する必要があると起こってくるのではないかと思います。課税ベースも統一するし、税率もほぼ統一し、例えば、35%から45%までの間で、各国が好きな税率を選ぶ。そしてその幅を将来はだんだん狭めていくというようなやり方で、

国際協調によって法人税率を統一していくということが必要になってくると思います。

次に消費税ですが、現在の消費の水準と規模を前提とし、現在の課税対象の範囲を維持するとすると、消費税率を1%引き上げると、約2兆円の増収になるといわれています。したがって、消費税の税率をどの程度引き上げるのかということは、どの程度まで直間比率を是正するかとの関連で決まってくる問題だと思います。それから課税ベースですが、消費についても、消費に対する中立性を維持するためには、なるべく課税ベースを広くする必要があります。税率を引き上げるのであれば、食料品は課税対象から除外すべきではないかという意見もあるわけですが、消費税の課税ベースに占める食料の消費は、かなり大きなウエイトを占めており、もし食料を非課税にすると、税収に大きく響いてしまうという問題があります。また、食料品の中にも、贅沢品と、そうでないものがあり、それを分けることが非常に難しいという問題もあります。それならば、食料を課税ベースに含めるものの、軽減税率を設けて低い税率を適用すべきではないかということも言われるわけですが、税率が10%以下の場合であれば、2段階税率を設けるのは不適當ではないかと思えます。もしも軽減税率を設けるとすれば基本税率がかなり高い水準になってから、設けたほうが良いというのが普通の考え方であり、それから、我が国の消費税の中には、免税点3,000万円、限界控除制度、簡易課税制度といった中小企業のための減免措置がいろいろとあります。こういう措置のために、消費税の転嫁の関係が不明確であり、またそのために益税が生じ、全体として制度が不透明になっているのではないかという問題があります。いろいろと調べてみますと、益税の金額は、それほど大きいわけではないのですが、制度上、益税が生じるような余地があるのは問題でありますので、中小企業のための減免措置は全面的な見直しが必要なのではないかと考えられます。例えば、免税点は3,000万円の金額をかなり引き下げ、限界控除制度は課税売上を引き下げてやがては廃止する、簡易課税制度も、課税売上金額を徐々に引き下げていく必要があるのではないかと思います。こういう措置をとることによって、消費税の透明性を高めて、消費税に対して国民が持っている不信感を払拭する努力をしなければならないと考えます。

以上のような、今後の税制改革の方向の中で、土地税制がどういう方向をたどるべきかという点ですが、連立与党の大綱では、「また現下の経済状況に極めて密接に関連する土地問題については、土地基本法の理念を堅持し、再びバブルを招来することのないよう、制度の基本的枠組みを維持する中で、土地有効利用等を最大限促進するための積極的な施策を展開する」というのが基本的な考え方であり、政府の税制調査会でも、同じような基本的な考え方をとっています。地価税については、財界からは、大幅に軽減すべきであるとか、廃止すべきであるという意見もありましたし、土地譲渡益の分離課税税率39%を思いきって引き下げるべきであるとい

う意見もかなりあったわけですが、政府税制調査会の考え方は、制度の基本的な枠組みは維持しながら、一定の場合に軽減税率の適用対象を拡大する、あるいは例外措置を規定するという考え方であり、制度の基本的な枠組みは維持するという考え方をとっています。

確かに、地価はバブルの崩壊に伴って大幅に下落したわけですが、全体としては、まだ客観的に見て地価が高いということは確かです。また、景気が回復すると、また値上がりする恐れがないとは言いきれないと思います。「土地神話はもうなくなった」と言う人が、評論家や経済学者の中にもいますが、土地神話は、いつでも復活する可能性が残っているとも言えるわけです。そうすると、税制自体の中に、地価安定装置をビルト・インしておくということが、税制として、あるいは土地政策として非常に重要なことではないかと思えます。地価税の導入とか、土地譲渡益の分離課税率の引き上げは、バブル経済の最中の地価の著しい上昇の中で行われたわけですが、それは、短期的な対症療法として考えられた制度ではなく、長期的な税制として考えられたものです。もちろん、時期がくれば、例えば地価税の税率を見直すとか、そういうことはありうるかと思えますが、制度の枠組み自体は維持しなければいけないのではないかと考えています。おそらく、このような考え方は、随分非現実的な観念論であると思う方も多いのではないかと思えます。ただ、大局的に、私が外国で生活した経験なども含めて考えてみると、日本経済が着実に拡大発展していくためには、将来にわたって地価の安定は必要不可欠であると思えます。最近では、アメリカの自動車産業は著しく復興しつつあり、価格も競争関係にある日本の車の方が高くなってしまったということです。これはやはり日本の生産コストが高いからです。生産コストの中にもいろいろありますが、例えば、借りた土地で物を生産していれば、当然地価がそれに反映する。あるいは、高い土地を買って、そこで製造を始めれば、当然高い地価がコストに反映します。しかし、自動車の場合は、おそらくもともと持っている土地で生産していますから、地価が高いことが、すぐにコストとしてはね返ることはあまりないとすると、おそらくは人件費が高いということが言えると思います。なぜ人件費が高いのかというと、日本の勤労者が、非常に勤勉で生産性が高い一方、サラリーマンの持ち家志向が非常に強いということに要因があります。土地が高くなったのだから、もう持ち家などは諦めて、借家に切り替えなさいということは、とても国の政策としては言えないと思います。そうすると、持ち家政策を推進していくためには、大都市近郊の勤労者の場合は、給与が高くなければ、高い土地は買えず、いきおい高い地価は、従業員の給与水準を押し上げることになると思います。

日本の経済は、従来は地価が上がって、それが経済全体を活性化させるというパターンを繰り返してきたように思いますが、これからは、地価が低くても経済が拡大発展を遂げていくようなモデルを、みんなが知恵を出しあって考えなければいけない時代にきているのではないかと思えます。地価が安くても経済が発展していく

ようなモデルを考えている所は、政府の機関でも民間でもないようですが、こういう問題は、やってみる価値があるのではないかと私は思います。地価を上げることによって経済を活性化させるというような経済政策、地価が上がれば取引が活発になり銀行も貸出しが伸びるといような経済のあり方は、長期的に見ると問題があるのではないか。それだけに、税制の中に地価安定装置を仕組んでおくということは、重要なことなのではないかと思っています。おそらく皆さんとは、ちょっと意見が食い違ってしまわないかと思いますが、その辺を皆さんにもお考えいただければというのが私の希望です。

◆ 第9回講演会 1994年2月23日 於：日本消防会館